

兵庫県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第9号

兵庫県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則（令和2年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「生計維持者の」の次に「令和4年の」を加え、「減少することが見込まれ、」を「減少し、」に、「前年の」を「令和3年の」に、「減少することが見込まれる」を「減少した」に改める。

別表減免の額の欄中「前年の」を「令和3年の」に、「減少することが見込まれる」を「令和4年に減少した」に改め、同表対象保険料の欄中「令和4年度分の保険料及び令和3年度末」を「令和4年度末」に、「令和4年4月以後」を「令和5年4月以後」に、「令和3年度相当分」を「令和4年度相当分」に、「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和5年12月31日まで」に改め、「（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則第2条の規定は、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和4年度相当分の保険料額であって、令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料について、令和5年12月28日までに市区町が減免申請書を受理したものに適用し、令和4年度分の保険料及び令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和3年度相当分の保険料額であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料については、なお従前の例による。